

特記仕様書

第1条（適用）

本特記仕様書は、阿南市（以下「発注者」という。）が施行する市道辰己支線冠水対策調査概略設計業務（以下「本業務」という。）に適用し契約図書、関係規定及び本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

なお、本特記仕様書に定めのない事項については、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県測量作業共通仕様書」等を準用するものとする。

第2条（業務目的）

本業務は、辰己工業団地の道路冠水区域において、水圧式自記水位計の設置及び、その観測データの分析・評価ならびに、冠水対策の概略設計を行うものである。

第3条（業務箇所）

本業務の範囲及び水圧式自記水位計の設置を検討する箇所は5箇所を想定しており、別添位置図に示す箇所とし、業務の対象場所は阿南市辰己町とする。

第4条（業務内容）

1. 設計業務

（1）打合せ

業務着手時及び業務の区切りにおける打合せは、以下を予定している。その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮すること。また、打合せ毎に業務打合せ記録簿を作成し発注者の担当へ提出すること。

- 1）業務着手時
- 2）中間打合せ 2回
- 3）成果品納入時

なお、着手時と成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

（2）水路概略検討

道路冠水対策として排水路の概略設計を行う。

1）既存資料の確認・整理

既存資料（公表資料及び過去の成果）を確認し、整理を行う。

2）設計条件の確認

現地踏査、既存資料、調査業務の結果を反映し、設計条件を整理してまとめる。

3）水理計算

排水勾配、水路断面を設定し、水理計算を行う。

4) 概略設計図

排水ルートは発注者と協議のうえ、比較案 3 案を選定し、各案の概略図を作成する。

5) 概算工事費算出

比較案 3 案のそれぞれに対し、概算数量を算出し、それを基に概算工事費を算出する。

6) 比較一覧表作成

比較案 3 案を比較できるよう一覧表を作成する。

7) 照査

既存資料の収集等の確認、設計条件等が設計に反映されているか、水理計算・概略図・概算工事費の適切性・整合性の照査を行う。

8) 報告書作成

設計業務成果概要書等のとりまとめを行う。

2. 測量業務

(1) 現地踏査 L=1.14km

第 3 条に示した水圧式自記水位計設置箇所（5 箇所）について、現地踏査を実施し、観測局設置に必要な事項を整理する。

(2) 縦断測量 L = 1.14km

排水路の概略設計に係る縦断測量を行い、縦断図を作成する。水準基準は国土地理院の水準点成果表または、三角点成果表に基づき高さを求めなければならない。ただし、これに代わるべき水準点があり、監督員が認めた場合、あるいは監督員の指示があった場合はこの限りではない。

3. 調査業務

(1) 水位観測方式の決定

各水位観測箇所における水位観測方式は、水圧式自記水位計（海水・汽水域用）を標準とするが、現地状況等の詳細を踏まえて、監督員と協議の上、最終的な観測方式（計測機器）を決定する。

(2) 水位観測所の設置数量および観測回数

選定した5箇所において、水圧式自記水位計を設置し、連続的な水位把握を行う。

自記水位計観測は、概ね1回/1か月の頻度とし、観測期間中は6回の観測を見込んでいる。

<調査数量>

○水圧式自記水位計設置	5箇所
○水圧式自記水位計観測	5箇所
○水圧式自記水位計資料整理	5箇所

第 5 条（成果品）

納入する成果品は以下のものとし、すべて発注者の承認を受けずに公表、貸与、使用等をしてはならない。なお、作業完了以降であっても、成果品に誤りがある場合には受注者の作業責任においてこれを修正しなければならない。

- (1) 設計報告書（A4版） 1 部
- (2) 各種計算書 1 式
- (3) 事業費算出書 1 式
- (4) 設計協議記録簿 1 式
- (5) 水位計観測記録 1 式
- (6) 測量成果 1 式：観測手簿，使用機械の検定証等
- (7) 電子媒体（各種電子データ） 2 部（正・副）
- (8) その他必要と認められた資料 1 式

第6条（その他）

本特記仕様書に定めのない事項及び質疑が生じた場合については、受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。